公示番号:170413 国 名:グアテマラ

担当部署:グアテマラ事務所

案件名:「地方自治体能力強化プロジェクト」フォローアップ協力(「生活改善アプロー

チ」定着分析)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務:「生活改善アプローチ」定着分析

(2)格付:3号

(3)業務の種類:専門家業務

2. 契約予定期間等

(1)全体期間:2017年8月下旬から2017年10月中旬

- (2) 業務 M/M : 国内 0.25M/M、現地 1.17 M、合計 1.42M/M
- (3)業務日数:
 - 国内準備 3 日、現地業務 35 日、国内整理 2 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数:1部
- (2) 見積書提出部数:1部
- (3)提出期限:8月2日(12時まで)
- (4)提出方法:専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町 5番地 25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))> 業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf) をご覧ください。なお、JICA本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5)評価結果の通知:提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017 年 8 月 18 日(金)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針 16 点

②業務実施上のバックアップ体制等

(2)業務従事者の経験能力等:

①類似業務の経験 40 点

4 点

②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力

④その他学位、資格等

16 点 16 点 (計 100 点)

類似業務	参加型開発に係る各種業務
対象国/類似地域	グアテマラ/全途上国
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

(1)参加資格のない社等:特になし

(2)必要予防接種:なし

6. 業務の背景

グアテマラでは、人口に占める貧困層の割合は 53.7% (グアテマラ国統計局 2011 年調査) と高く、特に地方部に貧困層が集中しており、同国政府は貧困削減の取り組み強化及びそれを通じた国内格差の是正を重要課題に位置付けている。同国政府は「地方分権化法」と「都市農村開発審議会法」を 2002 年に制定し、地方分権を通じた地域開発に取り組んでおり、参加型手法の下で地域住民のニーズに沿った開発を行うための仕組みとして、国、地域、県、市、コミュニティの各レベルに開発審議会の設置を義務付けている。各開発審議会を通じて、公共政策立案プロセスへの国民の参加を促し、地域住民のニーズに沿った開発計画策定を目指している。しかし、市は分権化によって移譲された権限や配賦された開発資金を十分に活かしきれておらず、また他の組織との調整も十分に行えておらず、財政・組織・行政能力上の課題があった。

こうした状況に対し、JICA は 2005 年から市長及び地方自治体職員、地元 NGO や住民組織のリーダーを対象とし、市の参加型開発計画の策定・実施・モニタリング活動の能力強化、そして「生活改善アプローチ」(日本の生活改良普及事業の現場において生活改善に取り組んできた方法論)を取り入れた農村開発実践を目的とした研修を実施してきた。

さらに JICA は、前述した過去の協力を踏まえ、市が実施する社会開発事業の計画、実施、モニタリング、評価を支援する「地方自治体能力強化プロジェクト」を 2013 年 3 月から 2016 年 9 月まで実施し、以下の成果を得た。

- ・カウンターパート機関(以下「C/P」)である企画庁並びに7つのパイロット市の人材育成(普及員等)
- ・各種教材作成(「市社会開発事業ガイドブック」「組織間調整会議事例集」「普及員マニュアル」 「文書管理ガイド」「活動経験集」)
- 継続的人材養成のための大学ディプロマコース設置
- 生活改善アプローチを取り入れた市開発計画策定・実施に係る仕組みの導入
- ・市役所・住民が主体となって実施する社会開発事業モデルの確立

「地方自治体能力強化プロジェクト」終了後も、パイロット市は生活改善を踏まえた社会開発事業を実施する新たなコミュニティの増加を目指し活動している。しかし、市役所と C/P と

の間での文書を基にしたモニタリング体制が十分定着していないため、C/P から生活改善を通じた社会開発事業に関する助言等が得られない状況である。さらに、パイロット市の職員(主に普及員)が一堂に会し「生活改善アプローチ」を通した社会開発事業に関する経験共有・相談をする機会が十分ではない等ため、「生活改善アプローチ」を通した社会開発事業の定着に課題が残る。

また、「地方自治体能力強化プロジェクト」の支援の下、「生活改善アプローチ」を通じた 農村開発ディプロマコースを開設した大学は、同テーマの研修を実施する国内唯一の機関で あり、今後、同アプローチの普及や普及員養成を継続的に実施する鍵となる存在である。しか し、「地方自治体能力強化プロジェクト」の終了を目前に、同大学と協力を開始した経緯が あるため、大学職員及び教師陣の「生活改善アプローチ」を通じた農村開発に対する知識は十 分ではないことが課題として残っている。

このため、本専門家派遣では「地方自治体能力強化プロジェクト」実施後のフォローアップとして、パイロット市における「生活改善アプローチ」を通した社会開発事業の定着を目的としたモニタリング体制の確立、並びに「生活改善アプローチ」を通じた農村開発をテーマとした研修を実施する機関(主にディプロマコースを開設した大学)職員の養成を目的とした活動を行う C/P を支援し、「地方自治体能力強化プロジェクト」の発現効果の定着と拡大を図る。

7. 業務の内容

本業務の従事者は、「地方自治体能力強化プロジェクト」の成果・結果を十分に把握の 上、現地業務期間中に同プロジェクトの関係者における「生活改善アプローチ」の定着 度を分析・評価し、適宜、関係者に対し分析結果を報告する。更に、調査報告書(西語) にて包括的な分析結果の報告と、更なる定着に向けた対策を提案する。

また、当該プロジェクトの C/P、8 月 11 日から 11 月 8 日の期間で傭上する予定の現地コンサルタント(以下「現地コンサルタント〈モニタリング体制〉」)、JICA グアテマラ事務所スタッフ等と協議・調整しつつ、「地方自治体能力強化プロジェクト」で導入が図られた C/P 及びパイロット市間のモニタリング体制確立に関する課題、並びにパイロット市が抱えている「生活改善アプローチ」を通した社会開発事業の実施に関する課題に対し、指導・助言を行う。

また、C/P、9 月初旬から 10 月初旬の期間で傭上する予定の現地コンサルタント(以下「現地コンサルタント〈研修機関強化〉」)と協力し、「生活改善アプローチ」を通じた農村開発の研修を行う機関(主にディプロマコースを開設した大学)に対し、「生活改善アプローチ」の基本的知識から応用につき、指導・助言を行う。

現地コンサルタントとの役割分担を含め、具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2017年8月下旬)

- ① 既存の JICA 報告書、「地方自治体能力強化プロジェクト」で作成された教材を参照し、「地方自治体能力強化プロジェクト」及び「生活改善アプローチ」を通じた農村開発の現状、課題を把握する。
- ② JICA グアテマラ事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。

- また、事前に C/P により作成されるモニタリング実施マニュアル(案)(完成は9月初旬の予定)の内容を把握する。
- ③ 現地業務工程表(案)を含む業務計画書(案)(和文)及びワークプラン(案)(西文)を作成する。
- (2) 現地業務期間(2017年8月下旬~2017年10月中旬)
 - ① 現地業務開始時に、JICA グアテマラ事務所と業務計画書(案)(和文)及びワークプラン(案)(西文)につき協議し、内容を確定する。また、C/P に対しても、ワークプラン(西文)を共有する。
 - ② C/P 及び「現地コンサルタント〈モニタリング体制〉」から、モニタリングに関する状況、課題の説明を受け、それを基に「生活改善アプローチ」を通した社会開発事業の定着度を分析する。
 - また、本業務従事者は「現地コンサルタント〈モニタリング体制〉」が作成する モニタリング実施マニュアル(案)に「生活改善アプローチ」が適切に説明されているか、並びに「生活改善アプローチ」を通じた社会開発事業をモニタリングする ために適切な内容となっているか等を精査し、助言を行う。
 - ③ C/P 主催で実施されるモニタリング研修(参加者は C/P 職員、市長、計画課長、普及員等 7 パイロット市の職員等) に参加し、研修に「生活改善アプローチ」の視点が適切に取り込まれているかを確認しつつ、必要に応じて助言をする。
 - 尚、「現地コンサルタント〈モニタリング体制〉」は C/P と協力しモニタリング実施マニュアルの内容等に関するレクチャーを行う。
 - ④ C/P 主催で実施される「生活改善アプローチ」実践に係る経験共有セミナー(参加者は C/P 職員、計画課長、普及員等 7 パイロット市の職員等) へ参加し、パイロット市役所職員等の「生活改善アプローチ」の定着度を分析し、更なる定着に向けた対策を検討する。また必要に応じて、参加者が抱く「生活改善アプローチ」実践に係る疑問や懸念に対し指導・助言を行う。
 - 尚、「現地コンサルタント〈モニタリング体制〉」は本セミナー内で得られた発言・情報を基に、2017年度版「生活改善アプローチ」活動経験集を作成する。
 - ⑤ モニタリングを実施する C/P 県支所やパイロット市を訪問し、「生活改善アプローチ」の定着度の評価及びモニタリング体制確立のため、指導・助言を行う。
 - ⑥ C/P 職員及び「現地コンサルタント〈研修機関強化〉」と協力し、大学関係者を対象とする「生活改善アプローチ」を通じた農村開発分野をテーマとした研修において、「生活改善アプローチ」に係る一般事項、並びに「生活改善」に係る日本の経験等に関して講義を行う。また、研修の一環として実施されるコミュニティ訪問へも同行し、研修参加者の理解が促進されるよう指導・助言する。
 - 尚、「現地コンサルタント〈研修機関強化〉」は、大学関係者に対しグアテマラにおける同アプローチの導入事例関する研修(講義、コミュニティ視察を含む)を行う。
 - ⑦ 前述の研修実施前後に、ディプロマコースを担当する大学関係者について、「生活 改善アプローチ」を通じた農村開発分野に対する理解度を分析・評価し、研修

の効果を図るとともに、その結果を同大学の学長等に報告する。

- ⑧ C/P に対し、前述の②、④、⑤、⑦で実施する定着度分析の結果及び更なる定着 に向けた提案を取りまとめ調査報告書(西語)作成し、グアテマラ側関係機関 と共有する。
- ⑨ JICA グアテマラ事務所に本業務の結果について報告し、業務の結果及び「生活 改善アプローチ」の更なる定着に向けた提案を取りまとめた業務完了報告書(案) (和文)を提出する。
- (3) 帰国後整理期間(2017年10月上旬)
 - ① 業務完了報告書(和文)を JICA グアテマラ事務所に提出する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 前項⑧に記載の調査報告書(西語)を紙媒体(3部)及び電子データで提出する。
- (2) 前項⑨に記載の業務完了報告書(和文)を紙媒体(3部)及び電子データで提出 する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、JICA グアテマラ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。

- ・燃料費(車両傭上は JICA グアテマラ事務所にて実施)
- * 臨時会計役とは、会計役としての職務(例:現地業務費の受取り、支出、精算) を必要な期間(例:現地出張期間)に限り JICA から委嘱される方のことをいいま す。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を 取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

- (1)業務日程/執務環境
 - ①現地業務日程

現地業務期間は 2017 年 8 月 28 日から 2017 年 10 月 6 日のうち 35 日間を想定していますが、30 日間程度に短縮となる可能性もあります。

JICA の調査団員は本業務従事者の現地調査中に同行することもありますが、 基本的に単独で現地調査を行うことになります。

②現地での業務体制

本業務に係る業務体制は、以下のとおりです。

- ア)「生活改善アプローチ」定着分析(本コンサルタント)
- イ) モニタリング体制(JICA が別途契約する現地コンサルタント〈予定〉)
- ウ)研修機関強化(JICA が別途契約する現地コンサルタント〈予定〉)
- ③便宜供与内容

JICA グアテマラ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア)空港送迎

あり

イ)宿舎手配

あり(予約手配のみ)

ウ)車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供(ただし、移動に伴う燃料費に関しては上 記臨時会計役の委嘱により、業務従事者が支払を行うことを想定しています。)

エ)通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

セミナー等の実施日に関しては JICA グアテマラ事務所が調整。

カ)執務スペースの提供

なし

(3) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・「グアテマラ共和国 地方自治体能力強化プロジェクト終了時評価調査報告書」 (http://libopac.jica.go.jp/images/report/12283834.pdf)
 - ・「グアテマラ共和国 貧困削減に向けた地方行政能力強化プロジェクト準備調査報告書」

(http://libopac.jica.go.jp/images/report/11972916 01.pdf)

(http://libopac.jica.go.jp/images/report/11972916 02.pdf)

- ②「地方自治体能力強化プロジェクト」で作成した成果品はウェブサイトで検索できます。(尚、「普及員マニュアル」「文書管理ガイド」に関しては公開されていません。)
 - 「市社会開発事業ガイドブック」

(http://www.segeplan.gob.gt/downloads/2016/SPOT/PT/Guia_desarrollo_social.got/

「組織間調整会議事例集」

(<u>http://www.segeplan.gob.gt/downloads/2016/SPOT/PT/Sistematizacion_coordi</u> nacion_interinstitucional.pdf)

• 「Tectitán 市活動経験集」

(http://www.segeplan.gob.gt/downloads/2016/SPOT/PT/GEM/Tectitan.pdf)

•「Uspantán 市活動経験集」

(http://www.segeplan.gob.gt/downloads/2016/SPOT/PT/GEM/Uspantan.pdf)

•「Unión Cantinil 市活動経験集」

(http://www.segeplan.gob.gt/downloads/2016/SPOT/PT/GEM/Union_Cantinil.pdf)

•「Ixchiguan 市活動経験集」

(http://www.segeplan.gob.gt/downloads/2016/SPOT/PT/GEM/Ixchiguan.pdf)

- •「San Mateo Ixtatán 市活動経験集」
 - (http://www.segeplan.gob.gt/downloads/2016/SPOT/PT/GEM/San_Mateo_Ixtata n.pdf)
- · 「Sibinal 市活動経験集」

(http://www.segeplan.gob.gt/downloads/2016/SPOT/PT/GEM/Sibinal.pdf)

• 「San Bartolome Jocotenango 市活動経験集」

(http://www.segeplan.gob.gt/downloads/2016/SPOT/PT/GEM/San_Bartolome_J ocotenango.pdf)

「Canilla 市活動経験集」

(http://www.segeplan.gob.gt/downloads/2016/SPOT/PT/GEM/Canilla.pdf)

(3) その他

- ①本業務の実施にあたっては、「生活改善アプローチ」に係る業務経験を有することが望ましいです。
- ②業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ③現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、 JICA グアテマラ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の 安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うことと します。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う 場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に 留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに 記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業 務従事者を登録してください。
- ④本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014 年 10 月)」 (http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf) の趣旨を念頭に業務を行う こととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上